

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
1	<p>募集要領 5(1)</p> <p>「高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること」との要件について、提案書提出時点で登録申請中の事業者は、その旨を誓約書等で示すことで参加申込書提出が可能との理解でよいか。具体的な提出書類・様式の指定があればご教示いただきたい。</p>	お見込のとおり。
2	<p>募集要領 13</p> <p>様式4（情報公開条例に基づく非開示希望書類）の提出について、企画提案書のうち当社独自のノウハウ・協力事業者情報・詳細な原価積算等を非開示希望とする場合、様式4では「書類の頁・箇所等」を特定する必要がある。具体的な特定粒度（章単位・頁単位・行単位・項目単位）の目安をご教示いただきたい。</p>	非開示とするべき部分を最小限で指定いただくこととなるため、粒度は内容によるものとする。
3	<p>審査要領 3</p> <p>プレゼンテーション（令和8年5月14日・20分/者）について、①発表時間と質疑応答時間の内訳（例：15分発表+5分質疑）、②プレゼンターの人数上限、③投影資料の持込み方法（USBメモリ/自社PC接続/HDMI端子の有無/Mac接続アダプタの有無）、④資料の事前提出・紙配布の要否、⑤オンライン（Teams/Zoom等）参加の可否について、会場運営上のご指示をご教示いただきたい。</p>	<p>①プレゼンテーション時間を20分、その後の質疑を20分程度としている。</p> <p>②提案者側の参加者の上限は5名（オンラインを含む）。</p> <p>③投影による説明が必要な場合はプロジェクター（HDMI端子、HDMIケーブル）、スクリーン、延長コード、電源は事務局にて準備可能であるが、それ以外の機材は提案者での準備とする。</p> <p>④資料（企画提案書）は、企画提案書作成要領のとおりである。</p> <p>⑤オンラインでの参加が必要な場合は、③に記載したとおりの機材は事務局で準備可能であるが、その他のオンライン会議に要する機材等は提案者で準備していただくことになる。</p>
4	<p>企画提案書作成要領 1</p> <p>「再委託先のすべてが高知県内に本店を有する場合」における「参加者と再委託先の協定等（写）」の提出について、①企画提案書提出時点（令和8年5月11日）で協定書の締結まで完了している必要があるか、②仮合意書・内諾書等（契約後に正式契約を締結する旨の覚書）でも差し支えないか、具体的な運用をご教示いただきたい。</p>	仮合意書・内諾書等（契約後に正式契約を締結する旨の覚書等）でも差し支えない。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
5	企画提案書作成要領 6(5)イ 「室戸市や土佐清水市から参加する生徒がいるため、初日の昼食場所は移動中に行うなど工夫すること」との記載について、①遠方校からの生徒の集合時刻・出発時刻の想定、②当該移動車両内での昼食提供は衛生面・安全面から可能と解釈してよいか、③甲が想定する具体的な配車ルート（例：室戸・土佐清水→高知市→開催地）があればご教示いただきたい。	①早くても9時前後の集合、出発を想定している。 ②食事の場所については衛生的かつ安全であると提案者が考えられる場所を提案いただきたい。（車両内での昼食提供も可能） ③委託者（県）にて4～5台分のバス配車を想定しており、遠い高校から開催地へのルートを想定している。
6	企画提案書作成要領 6(5)キ 仕様書に記載のない項目（例：SNS広告費、デジタルバッジ発行費等）を計上する場合、経費見積書内で仕様書記載項目と区分して記載すべきか、または一体で記載して差し支えないか確認したい。	一体で差し支えない。
7	契約書案 2、履行期間 委託期間は「委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで」とされている。サミット本番（8月以降の2泊3日）以降、令和9年2月26日までの期間の業務範囲（フォローアップ交流イベント・事後アンケート・最終報告書作成等）について、乙の企画提案に基づく運用で差し支えないか。仕様書上の必須業務として指定されるフォローアップ事項があればご教示いただきたい。	サミット本番以降については、受託者の企画提案に基づき、委託者（県）との協議の上で決定する。フォローアップ事項で現在必須としているのは参加者へのアンケートのみ。
8	契約書案 7（著作権の帰属） 契約書（案）における著作権の帰属は「委託者／委託者と受託者共有／受託者／無し」の選択肢がある。本業務で想定する帰属方針について、甲の基本的な考え方をご教示いただきたい。なお、生徒の肖像権同意については、乙が様式を作成し甲経由で回収する運用で差し支えないか確認したい。	本事業で作成されたすべての著作物の著作権はすべて委託者（県）に帰属することを想定している。また、肖像権の同意については提案のとおりで問題ない。
9	契約書案 第7項／第20条の2・3 契約書（案）における委託料の前金払・概算払の有無は選定候補者確定後に確定するとの理解でよいか。仮に適用可能な場合の請求時期・限度額に関する甲の運用ルールがあれば示されたい。	基本的には精算払を原則としているが、業務の遂行上必要であると認められる場合には前金払・概算払ができるものとしている。請求時期、限度額については協議のうえ決定する。
10	仕様書 2(2) 契約後の事前下見（会場・宿泊施設地）について、甲担当者の同行可否および回数を、想定があればご教示いただきたい。	事前の下見については、必要に応じて委託者（県）が同行する。同行数については各会場1回を想定しているが、必要に応じて複数回下見を行うことも可能。
11	仕様書 2(2)、(4) 開催時期「8月以降の土日祝日のうち2泊3日」について、9月以降の連休（祝日込み）のいずれも候補として提案可能か。また、地域体験アクティビティについては悪天時の代替案も必要か確認したい。	9月以降の連休（祝日込み）のいずれも候補として提案可能としている。また、地域体験アクティビティについては悪天時の代替案も提案いただきたい。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
12	仕様書 2(3)、4(4)イ 開催地は「乙の提案に基づき甲乙協議の上決定する」とされているが、企画提案書提出時点では開催地候補の特定（例：四万十町）と、宿泊施設候補の調査結果（複数候補の検討段階）を示すレベルで差し支えないか。施設の正式予約は契約後で足りるとの理解でよいか確認したい。	お見込のとおり。
13	仕様書 2(3)、4(6)イ サミット会場と宿泊施設が同一会場（青少年センター／自然の家等）である前提の場合、甲として利用可能性を想定している高知県立／国立の青少年施設候補（例：高知県立幡多青少年の家、高知県立香北青少年の家、国立室戸青少年自然の家等）はあるか。契約後の予約確保を円滑にするため、甲から候補施設への事前打診・優先確保の協力が得られるか、ご教示いただきたい。	施設候補は提案いただきたい。また、候補施設との連絡は受託者が行うことを想定している。
14	仕様書 2(4) 教員および事務局職員25名の参加にかかる費用（宿泊・食事・交通費等）は、甲および参加者（教員）の負担であり、乙の見積には含めないとの理解で相違ないか。ただし、サミット当日に教員と生徒が同一の宿泊・食事を使用する場合の調整・手配（実費は甲が別途精算）は乙の業務に含まれるとの理解で差し支えないか。	お見込のとおり。
15	仕様書 2(4)ア 参加者100名程度について、①参加見込み校の数と各校の生徒数、②学年構成（1～3年の比率）、③男女比の想定、④留学生総数に対する参加率の目安、をご教示いただきたい。宿泊の男女別管理計画および班編成の策定に必要なため。	以下を想定しているが、参加希望調査を実施していないので大きく変動する可能性はある。 ①、②各学校の県外からの入学者数は別添のとおり。 ③半数ずつ。 ④50%程度。
16	仕様書 2(4)イ、4(6)イ 教員および事務局職員25名について、①派遣主体（各参加校か、教育委員会か、混在か）、②内訳の想定（管理職・養護教諭・一般教員・事務局職員の比率）、③役割（引率・生活指導・安全管理・医療対応）について甲の想定があればご教示いただきたい。乙の安全管理体制の策定上、重要な前提となるため。	25名については各校1～2名程度の教員と事務局職員5名程度を想定している。しかし、教員の引率を必要としない想定としているため、教員は本業務において、原則一切の役割を負わない。事務局職員については、参加生徒に緊急の対応が必要な場合（例えば急病など）に学校または家庭との連絡を行う役割のみを負うものとする。
17	仕様書 2(4)イ 教員・事務局職員25名程度の中に、①養護教諭、②特別支援コーディネーター、③管理職経験者、のいずれかが含まれる見通しか確認したい。	事務局職員及び教員については、どのような方が来るか現状不明。なお、上記16の回答のとおり、それぞれに役割を与える想定はしていない。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
18	仕様書 3(1)ア サミット前のスタッフ研修（緊急時対応シミュレーションを含む）に、教員25名が参加可能な体制を甲として確保いただけるか。可能な場合、オンラインを想定しており、研修の実施時間（半日/○時間）の想定をご教示いただきたい。	教員の役割については上記16の回答のとおりであり、事前の研修等は想定していない。
19	仕様書 3(3)、(4) 事業実施報告書および成果物について、①報告書の体裁・想定ページ数・データ形式（PDF/Word）について、甲の指定があればご教示いただきたい。	体裁やページ数に特に指定はないが、事業の概要がわかるものが必要となる。データ形式はPDFとWordの両形式での提出をお願いする予定。
20	仕様書 3(3)ア、仕様書 4(5)、(6) 活動状況をこうち留学ポータルサイトなどへ掲載する場合、①生徒のインセンティブ設計として有効か、②著作権・肖像権・氏名公表の同意プロセスを乙で整備することで甲の掲載が可能となるか、③掲載時の氏名・学校名の公表ルール（本人名公表/インシヤルのみ等）をご教示いただきたい。	こうち留学ポータルサイトへの掲載については、本サミット実施後に掲載する予定であり、受託者が同意書で同意を受けた情報（氏名を含む）をすべて掲載することが可能であるが、インセンティブとなるかは、生徒本人の捉え方による。
21	仕様書 4(2)ア 事前準備物として、生徒に「自己紹介しおり」「学校紹介1枚資料」等の作成課題を依頼することは可能か。可能な場合、依頼主体は甲（教委経由で各校へ）と乙（乙から直接各校へ）のいずれを想定しているか。	事前準備物の作成は可能であるが、生徒の負担が大きくなるよう最小限とすること。 本事業の流れとしては、委託者（県）が学校を通してこうち留学サミットへの参加募集を行い、希望者は受託者へ参加申込を行う想定である。その後の連絡等については、受託者が直接参加者とやり取りを行う想定である。
22	仕様書 4(2)ア、(3)イ サミット前の事前準備として、各参加校の「探究の授業」や「課外活動」の時間を活用し、乙（または乙が指名するファシリテーター）が生徒向けのオンライン事前交流会・説明会を実施することは可能か。具体的には、①各校への訪問/オンライン連携授業の受入可否、②授業時間内での1コマ（50～90分）の提供可否、③甲からの各校への連絡・依頼ルートをご教示いただきたい。	本業務は、各学校の授業とは別で実施するものであり、授業時間を事前準備として活用することはできない。
23	仕様書 4(3)ア 参加生徒の基礎情報（学年・所属校・学級・特別な配慮事項等）を各校の担任教員・養護教諭に照会する必要がある場合、①甲からの一括照会か、②乙から各校への個別照会のいずれを想定するか。個人情報保護の観点から、情報の収集範囲・目的外利用禁止の確認方法をご教示いただきたい。	参加生徒の基礎情報を各校に照会することは想定していないが、必要がある場合は、委託者（県）から照会する。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
24	仕様書 4(3)ア 参加者の募集・受付業務について、①甲（教委・各学校経由）が参加生徒を取りまとめるのか、②乙が直接各学校へ案内し参加申込を受け付けるのか、基本的な役割分担の想定をご教示いただきたい。また、③参加確定の想定時期（開催何ヶ月前）は乙が決定していいのか、④各校との連絡体制の想定（甲が取りまとめて連絡をするのか、乙が各校と直接連絡をするのか）をご教示いただきたい。	学校への募集案内は委託者（県）で行う。生徒の申込先、参加者のとりまとめ、参加者への本サミット前の事前案内は受託者で行う。また、参加確定の時期は委託者（県）と受託者の協議により決定する。
25	仕様書 4(3)アイ 生徒の事前アンケート（参加動機・アレルギー・持病・配慮事項・スマホ/PC所持状況など）は、①乙が甲承認のもとフォームを作成、②甲経由で各校に配信、③参加校が取りまとめて乙へ提出、という運用で差し支えないか。甲が想定するフローがあればご教示いただきたい。	①については問題ないが、②、③については上記21のとおり直接受託者が参加者とやり取りすることを想定している。
26	仕様書 4(3)イ(ア)、契約書案 第10条、別記個人情報特記事項 生徒・保護者から取得する書類（①参加同意書、②個人情報取扱同意書、③撮影・SNS掲載同意書、④アレルギー・持病申告書、⑤参加ルール誓約書、⑥緊急連絡先提出書）について、①作成主体（乙で作成・甲が承認）、②配布・回収主体（各校経由）、③管理・保管主体（乙が契約期間中は保管、終了後は甲に引渡または破棄）の役割分担の甲の考え方をご教示いただきたい。	①作成主体はお見込のとおり。 ②配付、回収は受託者。 ③管理、保管主体はお見込のとおりであり、委託者（県）に引渡すものと想定している。
27	仕様書 4(3)イ(イ) 参加者全員を対象とした保険加入について、甲が想定する補償額の下限や補償内容（傷害・物損・賠償）の指定があるか。また、教員25名についても乙が加入手続きを行う対象に含まれるか確認したい。	教員25名については保険加入の必要はない。なお、保険の補償内容等もプロポーザルにおいて提案いただきたい。
28	仕様書 4(4)ア 仕様書では「貸切バスを基本とし」とある一方、提案書の工夫として初日の集合を「公共交通機関または保護者送迎」とする案を検討している。①貸切バス配車との併用（遠方校は貸切バス/近隣校は公共交通機関）は認められるか、②公共交通機関利用時の移動中の安全管理責任は乙と学校のどちらに属するか、③未成年の単独移動を認める学校・保護者側の同意取得プロセスは誰が所管するか、をご教示いただきたい。	集合までの移動及び解散後の移動は貸切バスを想定し、契約及び支払いは委託者（県）で行うこととしており、本委託業務ではそれに係る配車計画の作成を行うこととしている。 ただし、こうち留学サミット中の移動については、本委託費から支払うこととし、契約が必要な場合（貸切バスの利用など）は受託者が契約することとなる。なお、公共交通機関を利用する場合の安全管理責任は受託者に属するものとし、未成年の単独移動を認める保護者側の同意取得プロセスは受託者の実施となる。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
29	仕様書 4(4)ア サミット最終日の解散について、公共交通機関利用による各自解散も可能か、公共交通機関利用時の旅費の取扱い（乙負担／参加者負担／甲負担）の考え方をご教示いただきたい。	公共交通機関利用による各自解散も可能であるが、貸切バスを想定している。
30	仕様書 4(4)ア 貸切バスに関する「交通事業者との契約及び精算は甲が行う」との規定について、①配車計画の策定のみを乙が行い、契約・支払は甲、②借上総額は甲予算（別枠）で管理、との理解で相違ないか。また、見積限度額3,520千円には当該交通費を含まないとの理解でよいか確認したい。	お見込のとおり。
31	仕様書 4(4)イ 宿泊施設について、公共宿泊研修施設（少年自然の家等）を想定しているが、100人程度が収容できる施設は限られており、具体的な候補をご教示いただけるか。	これについては、プロポーザルで提案いただきたい。
32	仕様書 4(5) 会場・宿泊施設におけるWi-Fi環境について、①100名同時接続可能な回線の整備状況、②不足する場合の乙側での増設（モバイルWi-Fiルーター追加）費用の計上可否をご教示いただきたい。	①提案者側が調査のうえ提案することを想定している。 ②必要とする経費はすべて計上すること。
33	仕様書 4(5) 学生団体等との連携（サポートスタッフ、メンター、ファシリテーター補助等）を想定している。①大学生ボランティア・有償インターンの配置の可否、②大学側への正式な協力依頼ルート（甲からの協力依頼文の発出等）、③大学生の保険加入主体（乙が包括加入するか）をご教示いただきたい。	①配置に問題はないが、その責任は受託者で対応すること。 ②受託者が対応すること。 ③①で回答したとおり、受託者において行う。
34	仕様書 4(5)、(6)、企画提案書作成要領6 3日目に成果発表を想定しているが、審査員について、甲以外の教育関係者（①高知県内の企業経営者、②民間企業代表者）などを招聘することは可能か。審査員の選定・謝金計上の可否、事前承認のプロセスをご教示いただきたい。	講師の招へいは可能であるが、受託者からの提案を受けて、委託者（県）と協議のうえ決定する。また、必要な謝金については計上することとし、事前承認は必須でなく、提案時に確認状況を説明すること。
35	仕様書 4(5)、(6) サミット期間中の生徒によるスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末使用について、①参加校（学校方針）による制限の有無と、その確認方法、②2日目の活動中のGoogle Map・公共交通検索アプリ等の利用可否、③発表資料作成時の利用可否、について甲の想定をご教示いただきたい。	スマートフォン等の端末使用について制限はないが、生徒の負担が大きくなりすぎないような形であれば実施可能と想定している。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
36	仕様書 4(5)、(6) 生徒の端末所持状況が揃わない場合、①甲または各校から貸与可能な端末の提供は期待できるか、②期待できない場合、乙が端末レンタル費用を見積計上することは認められるか、ご教示いただきたい。	①委託者（県）及び各校からの端末の貸与は想定していない。 ②端末レンタル費用の見積計上は可能。
37	仕様書 4(5)、(6) 動画編集・スライド制作ツールとして「Canva」「CapCut」等のクラウド/アプリ使用を想定している。①これらのツール使用に関する県・各校の制限（教育情報セキュリティ方針等）の有無、②生徒アカウント登録時の個人情報取扱い方針、③無料プランの使用範囲で問題ないか、をご教示いただきたい。	各アプリ等の活用を含めた提案は可能であるが、アプリのダウンロードなど、個人の負担はできるだけ避けたいと委託者（県）としては考えている。
38	仕様書 4(5)イ、仕様書 3(1) 2日目の活動は、生徒チームに1人数千円程度の活動費（飲食・体験費・交通費等の実費）を配布する運用を想定している。①本活動費の見積計上の可否、②使用制限（飲食のみ/体験のみ/制限なし）の考え方、③精算方法（領収書回収/帳票管理）の実務運用の先例や甲の希望があればご教示いただきたい。	①必要な経費はすべて計上すること。 ②どのような活動をさせるかが不明な段階で、使用制限を指定することはできないため、内容の応じて、協議のうえ決定していく。 ③受託者側の会計ルールに基づき処理されるべきものであり、回収されたレシート等を委託者（県）に提出いただくことはない。
39	仕様書 4(6)イ 乙が策定する安全管理マニュアル（成果物）には、教員25名の役割分担・配置（班引率・夜間巡回・男女別管理・救護対応等）を具体的に含める予定である。当該配置提案について、甲または各学校が実人員の派遣確保を行う段取り（契約後のいつ頃までに確定するか）をご教示いただきたい。	事務局職員及び教員の役割は上記16の回答のとおり。引率や夜間巡回者、男女別管理、救護対応等については受託者での準備となる。
40	仕様書 4(6)イ 2日目の活動の実施地域の危険箇所の事前確認および、立入や撮影に事前申請が必要な場所（国立公園・文化財・民有地等）の把握について、①乙が下見・事前調査を行うことで完結する事項か、②甲または開催地自治体から情報提供・許可申請支援を得られるか、ご教示いただきたい。	①及び②とも受託者が行うものと想定している。ただし、公的な団体でなければ許可が下りないなどやむを得ない場合については、協議のうえ、支援を行うことを想定している。
41	仕様書 4(6)イ 開催地近隣の医療機関との事前連携（救急受入協力依頼・診療時間確認）について、甲（県・開催地市町村教育委員会）からの紹介・仲介は可能か。特に夜間救急対応が可能な医療機関に限られる地域の場合の甲の協力方針をご教示いただきたい。	委託者（県）からの紹介・仲介は想定していない。 また教員及び事務局職員の役割は上記16にお示ししたとおりであり、夜間救急対応が可能な医療機関に限られる場合等については、その対応も含めて提案いただきたい。

こうち留学サミット開催等委託業務のプロポーザルに関する質疑と回答

	質疑	回答
42	仕様書 4(6)イ(イ) 「体調不良者等が発生した際の保護者連絡は、甲を經由して行うこと」との規定について、①サミット当日(土日祝日)も甲の対応窓口(連絡可能な担当者)が24時間体制で確保されるか、②夜間・休日の緊急時連絡先は事前に甲乙で共有するとの理解でよいか確認したい。	サミット当日については、委託者(県)の対応窓口(担当者)が24時間体制で受託者との対応を行うため、連絡先は事前に共有する。
43	仕様書 4(7)、企画提案書作成要領 6 民間企業スポンサーの本サミットへの関与範囲について、①会場内でのスポンサー名・ロゴ掲示(看板・バナー等)、②しおり・配布資料へのロゴ掲載、③サミット当日の開・閉会時のスポンサー紹介の時間提供、④プレゼン観覧への招待、⑤事業実施報告書への記載、の各項目について、甲として認められる範囲をご教示いただきたい。公金事業との関係で公序良俗・営利目的の線引きをどこに置くかも含む。	本サミットへの民間企業スポンサーは想定しておらず、委託費の中で実施できる内容を提案いただきたい。
44	仕様書 6(1) 再委託先の例として想定される事業者(①宿泊施設、②体験アクティビティ事業者(漁協・農協・森林組合等)、③交通事業者(※契約精算は甲)、④食事提供者、⑤保険会社)のうち、どこまでを「再委託」として扱うか、線引きの考え方をご教示いただきたい。	委託契約書上、本来受託者が直接提供すべき業務については、受託者が他業者に業務を依頼する場合、再委託となる。今回の業務は手配を行うまでを受託者が行う業務と想定しており、例えば、旅行業法に係る業務を旅行業登録の事業者へ依頼する場合は再委託となる。
45	仕様書 6(1)、企画提案書作成要領 1 「県内事業者」の定義について、「県内に本店を有する事業者」との記載がある。①支店・営業所のみを県内に有する事業者は対象外との理解でよいか、②協同組合・NPO法人など法人形態による制限はあるか、③個人事業主で県内に事業所を有する者は対象となるか確認したい。④また、高知県内に居住する個人への業務委託が可能か確認したい。	①高知県外に本店を有する支店であっても、本支店の総従業員の過半数が県内で就業する事業者は県内事業者扱いとなる。 ②法人形態による制限はない。 ③対象となる。 ④委託内容と個人の実績にもよるが、今回の事業においては個人へ業務委託できる部分は少ないものと考えている。
46	仕様書 6(3)ア 感染症の集団発生・台風接近・地震等の不可抗力により、サミットの中止・延期判断が必要となる場合、①判断権限は甲乙協議での決定という理解でよいか、②中止時に既に発生した費用(キャンセル料・手配済経費等)の取扱いを契約書第15条(事情変更)に従って甲乙協議とする理解でよいか確認したい。	お見込のとおり。